

# 地方機関の見直しについて

## 1 見直しの趣旨

- 本県では、県民ニーズに的確に対応し効率的な行政運営を行うため、平成12年度に本庁組織、14年度に地方機関、そして18年度に本庁組織の再編・見直しを実施した。
- **平成14年度の地方機関再編**は、「本庁組織の再編等に伴う簡素化・効率化」、「機能強化、サービス水準の維持・向上」などを基本方針とし、昭和30年以来続いた**9県事務所の体制を7事務所に統合**したり、土木、建築関係の事務所や農、林、水産関係の事務所をそれぞれ統合して、建設事務所や農林水産事務所といった**分野別事務所を設置**するなど、大規模な再編であった。
- 今回の地方機関の見直しは、**こうした14年度再編の基本方向をさらに推し進めるとともに、その後に生じた新たな環境変化への対応**などを狙いとして実施する。
- なお、見直しに当たっては、企画立案は本庁、地方機関は事業執行という考え方の下で、**現地性・現場性の強い事務は地域で維持・強化**すること、**迅速性、専門性**といった**メリットを生かすため、「分野別化」を徹底**すること、などを基本的視点とする。

## 2 見直しの背景（4つの要素）

### ①新たな行政課題の顕在化

～県民の健康や安心・安全の確保が喫緊の課題に～

- ・ ころの問題（自殺、引きこもり等）の深刻化や児童虐待の増加
- ・ 地震などの自然災害、依然多発する街頭犯罪

### ②市町村合併の急速な進展

～分権時代にふさわしい県と市町村の関係の構築が必要～

- ・ 平成の大合併により、88市町村が63市町村に減少
- ・ 特に、町村は57町村から28町村へと約半減
- ・ 一方で、山間部を中心に小規模な町村も存在

### ③行政改革の推進

～依然として厳しい県の財政状況～

- ・ 引き続き「あいち行革大綱2005」（平成17年2月策定）を推進
- ・ 知事部局等の職員数を6年間（17～22年度）で1500人削減

### ④現行県事務所体制の課題の解決

～14年度再編における課題の解決も重要～

- ・ 県事務所がもつ地域の課題等に関する総合調整機能に限界
- ・ 県事務所の内部管理事務が一部で煩雑化

## 3 見直しの基本的な考え方（3つの柱）

### ①県民ニーズに対応した機能の強化

～「県民」を基軸とした見直し～

- ・ ころの問題、安心・安全といった新たな行政課題への対応の強化  
→**県民サービスと安心・安全の中核機関として「県民事務所」を設置。併せて防災体制を強化**
- 保健・福祉分野の独立・強化**
- ・ 県民相談など県民に直接かかわるサービスの維持・向上

### ②市町村合併等を踏まえた広域化・集約化

～区域の広域化と行政間・行政内部の事務の集約化～

- ・ **事務所の所管区域の広域化**  
→7県事務所を3県民事務所+1山村振興事務所体制に
- ・ **市町村行財政関係業務を本庁に集約化**

### ③山間地域の振興強化

～奥三河山間地域等の地域特性に配慮した体制を整備～

- ・ 新城設楽地域に山村振興事務所を設置
- ・ 本庁における山村振興推進体制を強化

## 4 見直しの内容

### (1) 県事務所の見直し

- 新たな行政課題（県民のニーズ）に的確に対応するため、**県民サービスと安心・安全の中核機関として「県民事務所」等を設置する。**（県民事務所の所管区域を広域化する。）

《主な所掌業務》 県民相談、旅券発給、防犯、防災、環境保全・廃棄物対策、労働相談 等

《各地域の機関》◇ 尾張・西三河・東三河の3地域に、「県民事務所」を設置

・ 海部・知多の2地域に、「県民センター」を設置 ※ 海部及び知多の経理関係事務等を尾張県民事務所に集約。

・ 豊田加茂地域には西三河県民事務所の分課及びグループを設置

◇ 新城設楽地域には現地における山村振興の総合窓口機能も担う「山村振興事務所」を設置

- 県民相談、旅券発給等を所管する**県民生活プラザは現行数（7か所）を維持する。**

《機能強化》◇ **労働相談**を県民生活プラザで実施（窓口の一元化）

◇ 各県民生活プラザに**多重債務相談窓口**の設置を検討

◇ 相談窓口の**案内情報、コーディネート機能を充実** 等

- 災害時の現地即応性の向上を図るとともに市町村支援の拠点とするため、**災害時に県民事務所に「災害対策本部方面本部」を設置する。**（県民センター及び山村振興事務所に「方面本部支部」を設置。）

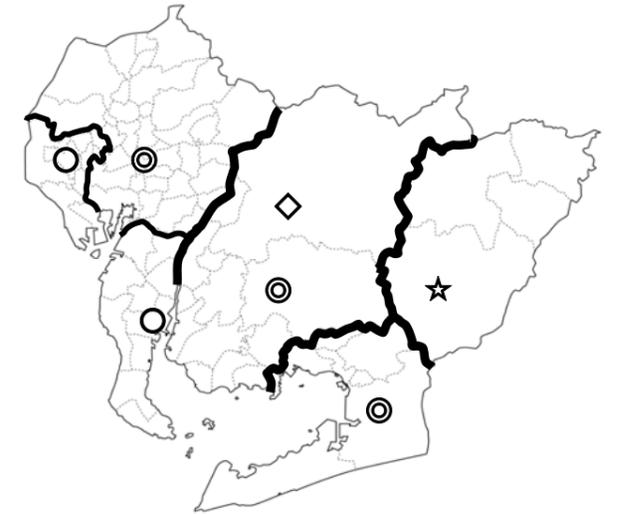
《機能強化》◇ 被災直後の現地調査に当たる「**災害情報員制度**」を導入

※ 大規模災害時に、県職員を現地市町村に派遣し、市町村と連携して現地の被災状況等を調査。

◇ 市町村の災害対策業務の支援に当たる「**市町村支援チーム**」を設置 等

※ 大規模災害時に、方面本部からチームを派遣し、避難所運営など市町村が実施をする災害応急対策活動を支援。

### 《 県民事務所等の配置 》



〔 ◎県民事務所 …… ○県民センター、◇豊田庁舎  
☆山村振興事務所 〕

### (2) 保健・福祉分野の地方機関の見直し

#### 《保健所》

- こころの問題（自殺、引きこもり）等への対応力強化が求められる中、専門性の強化・対応の迅速性の向上を図るため、**保健所を分野別地方機関とする**とともに、支所の専門職員を本所に集中化し、**支所を窓口機能に特化した「保健分室」に改組する。**

⇒ 「保健分室」においては、**これまでと同様の窓口機能を維持**し、食品関係営業許可などの各種申請・届出の受付や一般的な健康相談を引き続き行うことにより、利用者の利便性を確保する。

⇒ 難病や精神保健の高度な専門相談などは本所で対応することになるが、必要に応じて本所の職員が**家庭訪問や保健分室での面接相談**を行うなど、対象者の方々の状況に応じた対応をしていく。

#### 《福祉事務所〔県事務所健康福祉課〕、児童（・障害者）相談センター》

- 児童虐待等に総合的に対応するため、**福祉事務所と児童（・障害者）相談センターを「福祉相談センター」として統合する**とともに、虐待件数の増加等を踏まえ**春日井市内に児童相談センターを新設する。**

⇒ 生活保護やDVに関する相談などを行っている福祉事務所と児童の虐待相談や養護相談などを行っている児童（・障害者）相談センターを統合し、**福祉部門の相談窓口の総合化**を図る。

⇒ 従来は中央、西三河、東三河の3か所の児童・障害者相談センターのみで担っていた障害者相談を、海部、知多、豊田加茂、新城設楽においても担い、**障害者に係る相談窓口を3か所から7か所に増設**する。

### (3) 市町村行財政関係業務の見直し

- 市町村合併の進展に伴う市町村の規模・機能の拡大・強化やIT環境の充実を踏まえ、交付税、起債等の**市町村の行財政に関する業務を本庁に集約する。**
- 市町村の相談窓口機能、情報収集機能等の従来、県事務所が担っていた機能を維持するとともに、「あいち市町村自律拡大プログラム」(H19.3)に基づく新たな取組等を推進するため、「**市町村行政・合併支援室**」を総務部市町村課に設置する。
  - ⇒ 「市町村行政・合併支援室」には、**各地域担当**を配置し、市町村との連携を維持・強化する。

※ 市町村行政の自主性・自律性の拡大を図るための県の方策集。  
県から市町村への権限移譲の推進、市町村職員の人材育成の支援、政策情報の共有化などを実施。

### (4) 山間地域振興体制の見直し

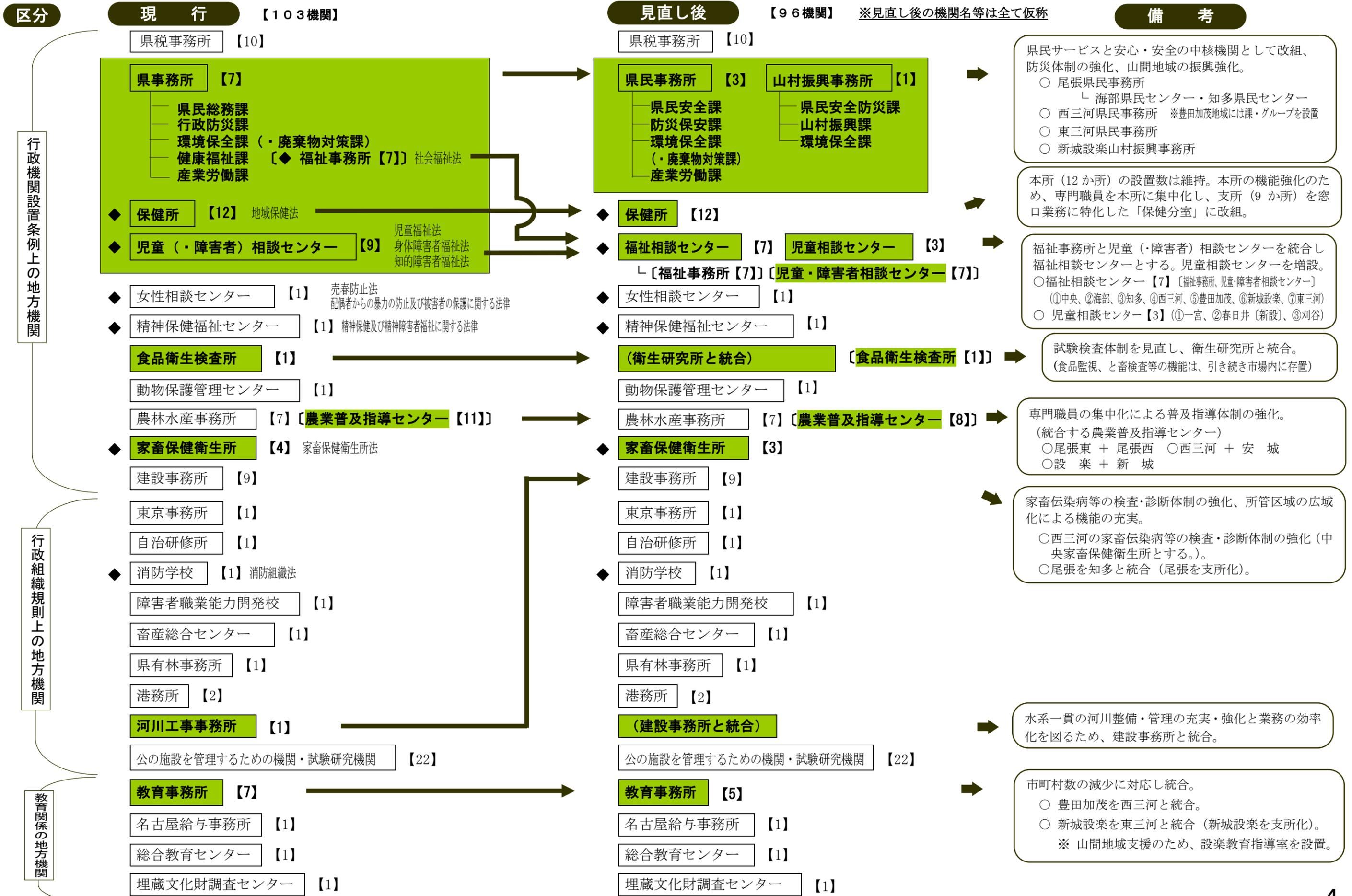
- 新城設楽地域には、奥三河山間地域振興の現地総合窓口として「**新城設楽山村振興事務所**」を設置し、また、豊田加茂地域には、**山村振興担当**を配置する。
  - ⇒ 新城設楽山村振興事務所には、市町村行財政関係事務、地域振興事務及び産業労働事務を所管する「**山村振興課**」を設置する。
- 山間地域振興に係る総合的な施策展開を図るため、本庁に関係部局長等を構成員とする「**山村振興推進本部**」を設置し、併せて、「**山村振興室**」を地域振興部地域政策課に設置する。

### (5) その他の地方機関の見直し

- 試験検査体制の見直しによる科学的な技術力の強化と業務の効率化を図るため、**食品衛生検査所と衛生研究所を統合する。**
- 専門職員の集中化による機能の高度化を図るため、**農業普及指導センターを11か所から8か所に統合する。**
- **西三河家畜保健衛生所**の家畜伝染病等の**検査・診断体制の強化を図るとともに**、所管区域の広域化による機能の充実を図るため**尾張と知多家畜保健衛生所を統合する。**
  - ⇒ 西三河家畜保健衛生所には、家畜保健衛生所全体の企画調整機能等を付与し、名称を**中央家畜保健衛生所**とする。(併せて、知多を西部、東三河を東部家畜保健衛生所と改称する。)
- 水系一貫の河川整備・管理の充実・強化と業務の効率化を図るため、**河川工事事務所と建設事務所を統合する。**
  - ⇒ 複数の建設事務所にまたがる河川については、核となる建設事務所を定め、そこが中心となって建設事務所を始めとする関係各機関との連絡調整を行うことにより、**危機管理を含めた水系一貫の管理体制**を確保する。
- 市町村合併の進展を踏まえ、**教育事務所を7か所から5か所に統合する。**(豊田加茂と西三河を、新城設楽と東三河教育事務所を統合する。)
  - ⇒ 新城設楽教育事務所及び同設楽支所については、東三河教育事務所の支所及び駐在室とするが、**山間地域支援のため、学校教育に関する専門的事項の指導業務など、現地で必要とされる機能は維持する。**

《参考1》 見直しの全体像

※ 網掛が見直す機関。【 】内は設置数。◆は法令必置機関。〔 〕内はいわゆる「2枚看板」の機関（左四角囲みの地方機関の内部組織が業務を担うもの。設置数としては計上しない。）。



行政機関設置条例上の地方機関

行政組織規則上の地方機関

教育関係の地方機関

《参考2》 新旧対照表

※見直し後の機関名等は全て仮称。

○ 県事務所 ※網掛け部は本庁集約又は分野別化する部門。

<p>尾張事務所</p> <p>県民総務課 (県民生活プラザを含む) 行政防災課 環境保全課・廃棄物対策課 健康福祉課〔福祉事務所〕 産業労働課</p> <p>一宮・瀬戸・春日井・江南・師勝保健所、中央児童・障害者相談センター、一宮児童相談センター</p>	<p>尾張県民事務所</p> <p>県民安全課 (県民生活プラザを含む) 防災保安課 環境保全課・廃棄物対策課 産業労働課</p>
<p>海部事務所</p> <p>県民総務課 (県民生活プラザを含む) 行政防災課 環境保全課 健康福祉課〔福祉事務所〕 産業労働課</p> <p>津島保健所、海部児童相談センター</p>	<p>海部県民センター</p> <p>県民安全防災課 (県民生活プラザを含む) 環境保全課 産業労働課</p>
<p>知多事務所</p> <p>県民総務課 (県民生活プラザを含む) 行政防災課 環境保全課 健康福祉課〔福祉事務所〕 産業労働課</p> <p>半田・知多保健所、知多児童相談センター</p>	<p>知多県民センター</p> <p>県民安全防災課 (県民生活プラザを含む) 環境保全課 産業労働課</p>
<p>西三河事務所</p> <p>県民総務課 (県民生活プラザを含む) 行政防災課 環境保全課・廃棄物対策課 健康福祉課〔福祉事務所〕 産業労働課</p> <p>衣浦東部・西尾保健所、西三河児童・障害者相談センター、刈谷児童相談センター</p>	<p>西三河県民事務所</p> <p>県民安全課 (県民生活プラザを含む) 防災保安課 環境保全課・廃棄物対策課 産業労働課</p>
<p>豊田加茂事務所</p> <p>県民総務課 (県民生活プラザを含む) 行政防災課 環境保全課 健康福祉課〔福祉事務所〕 産業労働課</p> <p>豊田加茂児童相談センター</p>	<p>(豊田庁舎)</p> <p>豊田加茂県民生活プラザG 豊田加茂防災保安G 豊田加茂環境保全課 豊田加茂産業労働・山村振興G</p>
<p>新城設楽事務所</p> <p>県民総務課 (県民生活プラザを含む) 行政防災課 環境保全課 健康福祉課〔福祉事務所〕 産業労働課</p> <p>新城保健所、新城設楽児童相談センター</p>	<p>新城設楽山村振興事務所</p> <p>県民安全防災課 (県民生活プラザを含む) 山村振興課 ※ 環境保全課</p> <p>※市町村行財政関係事務、地域振興事務、産業労働事務を所管</p>
<p>東三河事務所</p> <p>県民総務課 (県民生活プラザを含む) 行政防災課 環境保全課 健康福祉課〔福祉事務所〕 産業労働課</p> <p>豊川保健所、東三河児童・障害者相談センター</p>	<p>東三河県民事務所</p> <p>県民安全課 (県民生活プラザを含む) 防災保安課 環境保全課 産業労働課</p>

○ 保健所

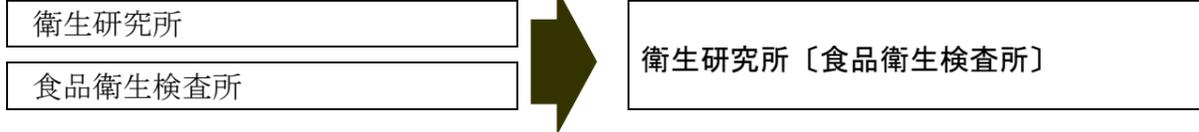
一宮保健所 稲沢支所	一宮保健所 稲沢保健分室
瀬戸保健所 豊明支所	瀬戸保健所 豊明保健分室
春日井保健所 小牧支所	春日井保健所 小牧保健分室
江南保健所	江南保健所
師勝保健所	師勝保健所
津島保健所	津島保健所
半田保健所 美浜支所	半田保健所 美浜保健分室
知多保健所	知多保健所
衣浦東部保健所 安城支所・加茂支所	衣浦東部保健所 安城保健分室・加茂保健分室
西尾保健所	西尾保健所
新城保健所 設楽支所	新城保健所 設楽保健分室
豊川保健所 蒲郡支所・田原支所	豊川保健所 蒲郡保健分室・田原保健分室

○ 県事務所健康福祉課〔福祉事務所〕、児童（・障害者）相談センター

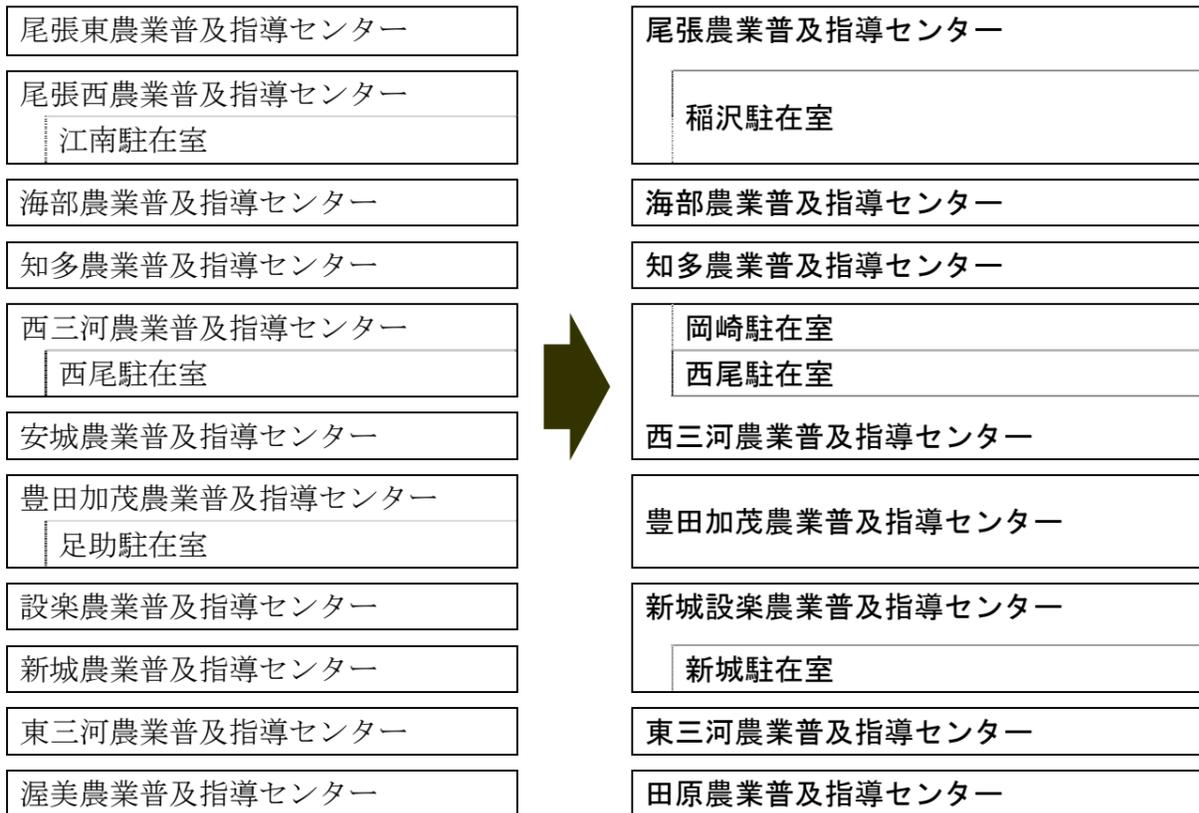
各県事務所健康福祉課〔福祉事務所〕 +	※福祉事務所、児童・障害者相談センターを2枚看板として存置
中央児童・障害者相談センター	尾張福祉相談センター〔尾張福祉事務所〕〔中央児童・障害者相談センター〕
一宮児童相談センター	春日井児童相談センター <b>【新設】</b>
海部児童相談センター	一宮児童相談センター
知多児童相談センター	海部福祉相談センター〔海部福祉事務所〕〔海部児童・障害者相談センター〕
西三河児童・障害者相談センター	知多福祉相談センター〔知多福祉事務所〕〔知多児童・障害者相談センター〕
刈谷児童相談センター	西三河福祉相談センター〔西三河福祉事務所〕〔西三河児童・障害者相談センター〕
豊田加茂児童相談センター	刈谷児童相談センター
新城設楽児童相談センター	豊田加茂福祉相談センター〔豊田加茂福祉事務所〕〔豊田加茂児童・障害者相談センター〕
東三河児童・障害者相談センター	新城設楽福祉相談センター〔新城設楽福祉事務所〕〔新城設楽児童・障害者相談センター〕
	東三河福祉相談センター〔東三河福祉事務所〕〔東三河児童・障害者相談センター〕

○ 衛生研究所、食品衛生検査所

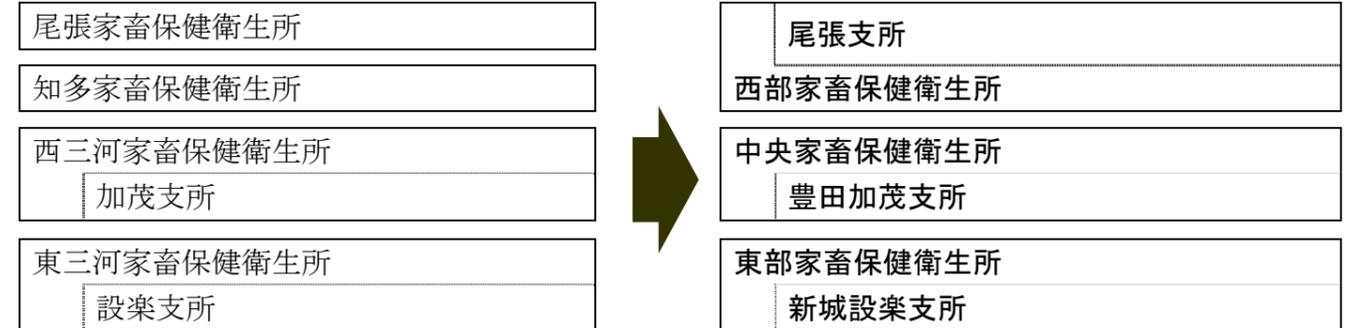
※食品衛生検査所を2枚看板として存置



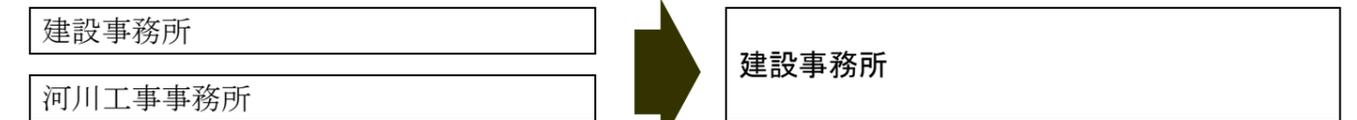
○ 農業普及指導センター（農林水産事務所農業改良普及課）



○ 家畜保健衛生所



○ 建設事務所、河川工事事務所



○ 教育事務所

